

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月16日

鯖江市長 牧野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
新横江（下新庄・定次・五郎丸・東鯖江）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成28年12月16日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：10経営体 生産組合：2経営体）
4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
神明地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：5 経営体 生産組合：2 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
中野
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：12 経営体 生産組合：1 経営体 法人：2 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
下河端
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（生産組合：1 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
石田下
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（法人：2 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
水稻の減農薬・減化学肥料の栽培に取り組む。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
大倉・吉田・平井一・平井二・熊田・二丁掛・冬島・西大井・川去・田村
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：14 経営体 生産組合：1 経営体 法人：4 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小泉

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 12 月 16 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（法人：2 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

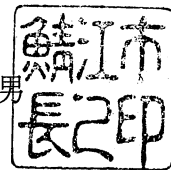
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。

農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

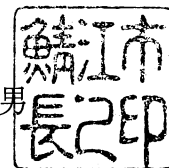
1. 協議の場を設けた区域の範囲  
持明寺
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（法人：1 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



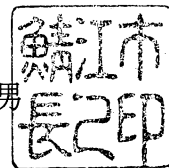
記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
下野田・和田・石生谷・下氏家
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：11 経営体 法人：3 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



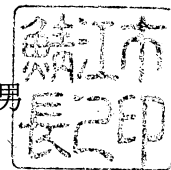
記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
上野田
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：1 経営体 法人：1 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月16日

鯖江市長 牧野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
鳥井

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成28年12月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：1経営体 法人：2経営体）

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



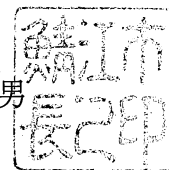
記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
下司
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：1 経営体 生産組合：1 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を  
活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し  
て行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
当田
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：3 経営体 法人：1 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
金谷・寺中・北中・東清水・尾花・沢・上河内
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 12 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
（個人：12 経営体 生産組合：1 経営体 法人：2 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積を進める。  
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。